

平成21年度第1回国民健康保険運営協議会議事録

- 1 招集年月日 平成21年7月9日(木)
- 2 開催日時 平成21年8月27日(木) 14:00～
- 3 開催場所 北九州市小倉北区馬借一丁目2番1号
ホテルクラウンパレス小倉
- 4 出席者氏名
 - (1) 運営協議会委員
 - ア 被保険者代表委員 (7名)
武内幸子、仲摩重利、伊崎久、大石紀代子、小田典子、濱田勝年、村上京子
 - イ 医療機関代表委員 (7名)
下河邊智久、岩田定幸、西昇平、山地直樹、佐伯和道、藤田賢一郎、
竹原令宜
 - ウ 公益代表委員 (3名)
石原逸子、山田信一、添田重幸
 - エ 被用者保険代表委員 (2名)
大村範明、前田和朗
 - (2) 事務局職員
 - 保健医療部長 本村哲也
 - 保険年金課長 井手口崇
 - 健康推進課長 熊谷博義
- 5 一般傍聴者 (4名)

以上19名

他保険年金課、健康推進課職員

◆審議内容（要旨）

〈開会に先立ち、事務局から平成21年8月からの新任委員1名の紹介を行った。〉

副会長 今日では議題が2件と報告が1件である。審議をよろしくお願ひしたい。

.....

副会長 では、議題「平成20年度国民健康保険特別会計決算（見込み）」について、事務局から説明を求めらる。

事務局 （運営協議会資料1～4ページに沿って説明）

副会長 ただいまの事務局の説明に対して、何か質問・意見等ないか。

※以下、質問の項目ごとに要旨を示す。

【1】被保険者の区分について

委員 資料2ページの被保険者数について、前回は「若人・老人・退職」と被保険者を区分していたが、今回は「一般・退職」だけになっているのはなぜか。

事務局 平成19年度までは老人保健制度があったことから、「一般」の内訳として老人被保険者以外の一般被保険者を「若人」と区分していたが、平成20年度からは老人保健制度が終了したことから、「一般・退職」のみの区分となっている。

【2】決算（見込み）という表記について

委員 資料には決算「見込み」となっているが、決定後は、改めて決定額が示されるのか。

事務局 一般に、行政における決算手続きとしては、決算数値を整理し、決算（案）を作成した後、監査を受け、市議会に提出し、承認されることで決定となる。国保事業決算についても、9月議会に上程するが、現時点では、市議会に承認される前であるため、「見込み」と表記しているものであり、数値自体が変更されることはない。

【3】政令市比較（資料4ページ）について

委員 政令市の中で、所得額が最も低いので、保険料が最も低く設定されている。しかしながら、医療費は一番高く、財政運営の厳しさを察するとともに、政令市の中でも、北九州市がどのような状況にあるのかについて納得できた。

事務局 本市の医療費が最も高いのは、高齢者層の割合が他政令市と比較して高いこと

などが起因していると考えている。これら医療費等を賄う財源として保険料を算定するが、公費と保険料で折半する原則的な算定方法だと、保険料があまりに高額となるため、北九州市の財政状況が厳しいなか、毎年、多額の繰入れを行って、保険料増加の抑制に努めているところである。

副会長 他にないか。
では、議題については承認としてよろしいか。

委員 (異議なし)

.....

副会長 次に「北九州市国民健康保険条例の一部改正（案）」について事務局から説明を求める。

事務局 (資料5～6ページ)「北九州市国民健康保険条例の一部改正（案）」に沿って説明。

副会長 ただいまの説明について、何か意見等ないか。

※以下、質問の項目ごとに要旨を示す。

【4】改正内容に関する選挙結果の影響について

委員 衆議院議員選挙が8月30日に行われるが、この結果によって条例改正内容が変わることはないか。

事務局 選挙結果が如何であれ、市議会へはこの条例改正案を上程する予定である。

【5】出産育児一時金の引上げ額について

委員 4万円という引上げ額には、どういう根拠があるのか。

事務局 国が全国の分娩費用について調査を行い、その結果に基づいて4万円の引上げが決定された。これは平成23年3月までの時限措置であるが、現在、国で協議会が設けられているため、平成23年度以降の本措置の取扱いや引上げ金額についても検討されると考えている。

【6】引上げ額の適用について

委員 5ページに「産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は38万円」とあるが、これらの医療機関についても引上げが適用されるのか。

事務局 産科医療補償制度に加入する医療機関でも4万円引上げられ、42万円となる。加入していない医療機関では39万円である。

委員 改正案について、引上げ後の額として、39万円のみならず、42万円の表記も必要なのではないか。

事務局 別途加算についての規定があるため、本箇所について表記しなくても、産科医療補償制度に加入している医療機関は42万円となる。

副会長 他にないか。
では、議題については承認としてよろしいか。

委員 (異議なし)

.....

副会長 次に「平成20年度特定健診・保健指導の実施状況」について事務局から報告を求める。

事務局 (資料7ページ)「特定健診・保健指導について」に沿って説明。

副会長 ただいまの報告について、何か意見等ないか。

※以下、質問の項目ごとに要旨を示す。

【7】受診券の発行について

委員 発行時期と、発行に際して特定健診を行う医療機関一覧等を送付しているか。

事務局 4～5月に全世帯に発送している。
医療機関一覧については作成はしているが、個別に対象者に送付はしていない。
ただし、ホームページに掲載するなどして、周知をしている。

【8】受診率について

委員 受診率21.5%（暫定値）は他政令市と比較してどんな状況か。

事務局 仙台市は受診率が非常に高く40%を超えるが、広島市は10%程度とばらつきがあるなかで、本市は中間に位置していると考えている。福岡県内の平均値が21.7%であることから、本市は平均的であると考えている。

委員 78.5%の対象者が受診していないと言えるわけだが、受診していない理由は把握しているか。

事務局 平成20年度から始まった制度であり、詳細の結果分析については現在進めているところではあるが、既に医療機関にかかっているために改めて受診しないという対象者がいる一方、一部アンケートによると「健康だから受診する必要がない」や「時間がないので受診できない」などといった、意識が低い対象者も多いため、10月以降に電話などで受診勧奨を行い、受診率の向上に努める。

【9】受診勧奨に向けての新たな取り組みについて

委員 健康マイレージ事業と提携し受診率を向上させるとあるが、健康マイレージ事業について広報がうまくできていないようである。

事務局 市政だよりで特集する予定である。また、市民センターで健康づくり推進員がPR活動を行っている結果、周知が浸透している実感を得ているが、今後もPR活動に力をいれていかなければならないと考えている。

【10】保健指導の実施率について

委員 保健指導の実施率は9月に決定するが、現時点では何%と予測しているか。

事務局 目標の実施率である45%に近くなると予測している。

副会長 他にないか。
なければ、本日はこれで閉会する。

平成21年度 第1回
北九州市国民健康保険運営協議会

(議題)

- 1 平成20年度 国民健康保険特別会計決算(見込み)について
- 2 北九州市国民健康保険条例の一部改正(案)について

(報告)

平成20年度 特定健診・保健指導の実施状況について

日 時 平成21年8月27日(木) 14時00分～
場 所 ホテルクラウンパレス小倉 2階 香梅

平成20年度 国民健康保険特別会計決算（見込み）

1 歳 入

（単位：千円）

区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	増 減 (B) - (A)	前年度決算 (C)	前年決算比較 (B) / (C)
国民健康保険料	20,024,980	18,946,421	△ 1,078,559	26,760,639	70.8%
国民健康保険料	18,133,362	17,279,414	△ 853,948	18,756,438	92.1%
退職者被保険者等 国民健康保険料	1,891,618	1,667,006	△ 224,612	8,004,201	20.8%
国庫支出金	31,971,473	27,856,869	△ 4,114,604	33,254,013	83.8%
療養給付費交付金	6,464,754	7,914,783	1,450,029	29,571,592	26.8%
前期高齢者交付金	27,128,028	30,410,724	3,282,696	-	-
県支出金	4,975,321	4,485,518	△ 489,803	4,827,496	92.9%
共同事業交付金	14,363,084	13,335,059	△ 1,028,025	13,295,630	100.3%
繰入金	12,662,327	11,909,327	△ 753,000	14,650,000	81.3%
繰越金	933,000	3,535,563	2,602,563	2,801,078	126.2%
その他	215,360	237,364	22,004	238,900	99.4%
収入合計	118,738,327	118,631,627	△ 106,700	125,399,348	94.6%

2 歳 出

（単位：千円）

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (A) - (B)	前年度決算 (C)	前年決算比較 (B) / (C)
総務費	2,038,959	1,921,755	117,204	2,036,864	94.3%
保険給付費	83,147,881	77,541,774	5,606,107	79,681,899	97.3%
一般被保険者等 療養給付費等	75,049,855	69,768,653	5,281,202	48,438,947	144.0%
退職者被保険者等 療養給付費等	7,234,919	6,985,171	249,748	30,244,357	23.1%
審査支払手数料	284,627	242,370	42,257	210,425	115.2%
出産育児一時金	490,000	475,940	14,060	502,050	94.8%
葬祭費	88,480	69,640	18,840	286,120	24.3%
後期高齢者支援金	10,716,102	10,716,100	2	-	-
前期高齢者納付金	14,430	14,429	1	-	-
老人保健拠出金	3,716,905	3,476,741	240,164	21,628,463	16.1%
介護納付金	4,049,629	4,037,458	12,171	4,740,666	85.2%
共同事業拠出金	14,042,103	13,483,903	558,200	12,689,860	106.3%
保健事業費	879,620	593,328	286,292	365,937	162.1%
その他	132,698	36,368	96,330	720,096	5.1%
歳出合計	118,738,327	111,821,858	6,916,471	121,863,785	91.8%

（注）金額は各項目を四捨五入しているため、合計額に一致しない場合がある。

3 収支状況

歳入総額 118,631,627千円 - 歳出総額 111,821,858千円 = 差引 6,809,769千円
 単年度収支=6,809,769千円 - 3,535,563千円（前年度繰越金）= 3,274,207千円

* 収支の主な事由

前期高齢者交付金及び国・県支出金の超過交付

4 被保険者数及び世帯数

（単位：人、世帯）

区 分	予 算 (A)	実 績 (B)	増 減 (B) - (A)	前年度決算 (C)	前年決算比較 (B) / (C)
一 般	[86,200] 256,400	[83,674] 250,045	[△2,526] △ 6,355	195,133	128.1%
退 職 者	[10,100] 16,900	[12,054] 19,908	[1,954] 3,008	78,626	25.3%
(老 人)	0	0	0	97,312	0.0%
計	[96,300] 273,300	[95,728] 269,953	[△572] △ 3,347	371,071	72.7%
世 帯 数	163,300	166,823	3,523	218,457	76.4%

※ [] 内は、介護第2号被保険者数（再掲）

5 保険料収納率（現年度賦課分）

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全 体 分	93.27%	93.01%	94.03%	94.03%	91.97%
(対前年度比)	(△ 0.17%)	(△ 0.26%)	(1.02%)	(0.00%)	(△ 2.06%)
うち一般分	91.60%	91.10%	92.23%	92.04%	91.47%
(対前年度比)	(△ 0.37%)	(△ 0.50%)	(1.13%)	(△ 0.19%)	(△ 0.57%)

国民健康保険医療費総額・被保険者数の推移（北九州市）

区分	平成15年度	前年度比	平成16年度	前年度比	平成17年度	前年度比	平成18年度	前年度比	平成19年度	前年度比	平成20年度	前年度比
一 般	51,068,408 千円	106.27%	53,204,529 千円	104.18%	55,953,389 千円	105.17%	55,930,967 千円	99.96%	58,073,604 千円	103.83%	85,516,595 千円	147.26%
	255,084 円	103.80%	263,612 円	103.34%	277,218 円	105.16%	282,256 円	101.82%	297,610 円	105.44%	342,005 円	114.92%
	200,202 人	102.38%	201,829 人	100.81%	201,839 人	100.00%	198,157 人	98.18%	195,133 人	98.47%	250,045 人	128.14%
老人保健	105,466,242 千円	99.89%	106,932,290 千円	101.39%	108,973,368 千円	101.91%	107,022,987 千円	98.21%	108,288,265 千円	101.18%	- 千円	-
	942,075 円	101.55%	984,825 円	104.54%	1,039,366 円	105.54%	1,060,968 円	102.08%	1,112,795 円	104.88%	- 円	-
	111,951 人	98.36%	108,580 人	96.99%	104,846 人	96.56%	100,873 人	96.21%	97,312 人	96.47%	- 人	-
小 計	156,534,650 千円	101.89%	160,136,819 千円	102.30%	164,926,757 千円	102.99%	162,953,954 千円	98.80%	166,361,869 千円	102.09%	85,516,595 千円	51.40%
	501,468 円	100.97%	515,890 円	102.88%	537,772 円	104.24%	544,942 円	101.33%	568,865 円	104.39%	342,005 円	60.12%
	312,153 人	100.90%	310,409 人	99.44%	306,685 人	98.80%	299,030 人	97.50%	292,445 人	97.80%	250,045 人	85.50%
退 職	23,034,734 千円	112.26%	26,091,209 千円	113.27%	30,445,018 千円	116.69%	33,309,384 千円	109.41%	36,403,730 千円	109.29%	8,323,096 千円	22.86%
	402,564 円	101.69%	413,431 円	102.70%	445,911 円	107.86%	443,646 円	99.49%	462,999 円	104.36%	418,078 円	90.30%
	57,220 人	110.40%	63,109 人	110.29%	68,276 人	108.19%	75,081 人	109.97%	78,626 人	104.72%	19,908 人	25.32%
老人保健 除く 合 計	74,103,142 千円	108.06%	79,295,738 千円	107.01%	86,398,407 千円	108.96%	89,240,351 千円	103.29%	94,477,334 千円	105.87%	93,839,691 千円	99.33%
	287,866 円	103.84%	299,299 円	103.97%	319,858 円	106.87%	326,603 円	102.11%	345,111 円	105.67%	347,615 円	100.73%
	257,422 人	104.06%	264,938 人	102.92%	270,115 人	101.95%	273,238 人	101.16%	273,759 人	100.19%	269,953 人	98.61%
合 計	179,569,384 千円	103.11%	186,228,028 千円	103.71%	195,371,775 千円	104.91%	196,263,338 千円	100.46%	202,765,599 千円	103.31%	- 千円	-
	486,146 円	100.82%	498,578 円	102.56%	521,046 円	104.51%	524,613 円	100.68%	546,433 円	104.16%	- 円	-
	369,373 人	102.27%	373,518 人	101.12%	374,961 人	100.39%	374,111 人	99.77%	371,071 人	99.19%	- 人	-

※上段：医療費総額 中段：1人当たり医療費 下段：被保険者数

平成20年度 国保特別会計決算 政令市比較（速報値）

区 分		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	福岡市	北九州市
被 保 険 者 数 (年間平均)	一般被保険者	424,278	237,717	289,685	248,678	343,488	900,131	191,250	180,634	210,215	581,302	352,417	812,308	229,786	386,042	156,491	265,684	339,991	250,045
		14 93.0%	7 94.6%	10 94.0%	9 94.3%	2 96.1%	8 94.4%	11 93.8%	1 96.5%	12 93.4%	6 94.7%	5 94.9%	3 95.3%	18 92.2%	13 93.1%	15 92.7%	17 92.4%	4 95.3%	16 92.6%
	(人)	32,064	13,458	18,540	15,221	14,061	53,667	12,700	6,580	14,890	32,791	19,030	40,172	19,376	28,711	12,377	21,806	16,946	19,908
口内は構成比	退職被保険者	5 7.0%	12 5.4%	9 6.0%	10 5.8%	17 3.9%	11 5.6%	8 6.2%	18 3.5%	7 6.6%	13 5.3%	14 5.1%	16 4.7%	1 7.8%	6 6.9%	4 7.3%	2 7.6%	15 4.7%	3 7.4%
	総 数	456,342	251,175	308,225	263,899	357,549	953,798	203,950	187,214	225,105	614,093	371,447	852,480	249,162	414,753	168,868	287,490	356,937	269,953
1人当たり	一 般	3 313,266	12 266,911	17 246,815	18 240,326	14 254,426	16 248,594	8 283,311	9 282,611	15 251,790	13 260,971	10 281,674	6 288,465	5 294,944	7 285,879	4 303,842	2 332,660	11 279,604	1 342,005
	医 療 費	7 439,043	17 373,963	16 374,282	18 360,826	4 448,771	14 387,084	13 402,726	1 595,429	15 376,111	2 476,909	8 436,516	5 444,119	12 403,531	10 417,738	11 416,219	3 462,629	6 442,131	9 418,078
	(円) 被 保 険 者 平 均	3 322,103	12 272,647	17 254,483	18 247,276	14 262,069	16 256,386	9 290,747	8 293,605	15 260,013	13 272,501	10 289,607	6 295,800	5 303,388	7 295,007	4 312,078	2 342,518	11 287,320	1 347,615
1人当たり	一 般	10 89,355	9 89,983	1 103,783	15 84,050	3 100,739	14 84,945	11 85,749	2 101,169	7 92,518	6 93,168	17 81,873	16 83,764	4 98,170	13 85,175	5 97,652	12 85,550	8 92,211	18 73,848
	保 險 料	15 101,870	13 110,048	11 111,703	7 117,451	4 121,437	14 108,910	6 119,104	1 146,452	5 121,304	3 121,476	12 110,242	16 101,811	10 112,012	8 117,196	2 123,882	17 100,296	9 115,184	18 83,930
	(円) 被 保 険 者 平 均	10 90,234	9 91,058	1 104,260	15 85,977	3 101,553	14 86,294	11 87,826	2 102,761	7 94,422	6 94,679	17 83,327	16 84,615	5 99,246	12 87,392	4 99,575	13 86,669	8 93,302	18 74,592
保 險 料	全 体	13 85.86	17 84.18	15 84.90	11 86.28	14 85.03	9 87.31	5 89.84	7 88.58	8 88.54	1 92.16	3 90.86	18 83.18	6 88.74	4 90.85	16 84.44	10 86.51	12 86.02	2 91.97
	一 般	13 84.98	16 83.50	15 84.14	11 85.46	14 84.53	9 86.62	5 89.25	6 88.15	8 87.79	1 91.75	3 90.45	18 82.66	7 88.05	4 90.32	17 83.40	10 85.66	12 85.42	2 91.47
1人当たり繰入金(円)	1 60,560	7 40,736	12 29,676	13 28,718	6 44,683	11 30,384	17 22,578	15 26,565	18 19,064	9 38,935	8 39,995	2 53,797	14 27,776	10 35,183	16 24,807	3 51,055	4 49,158	5 47,629	
1世帯当たり基準所得額(千円)	17 887	10 1,155	4 1,607	6 1,436	1 1,777	3 1,709	9 1,179	7 1,409	2 1,734	5 1,515	14 1,018	16 954	11 1,067	15 1,015	13 1,028	8 1,345	12 1,057	18 768	

※ 欄中、太字の数字（1～18）は政令指定都市の順位（高い順）。1人当たり繰入金＝繰入金総額／一般被保険者数（退職被保険者を除く）。

北九州市国民健康保険条例の一部改正（案）について

【改正の理由】

健康保険法施行令等の改正に基づき、北九州市国民健康保険条例（以下「条例」という。）の関係規定を次のとおり改めるもの。

【改正の内容】

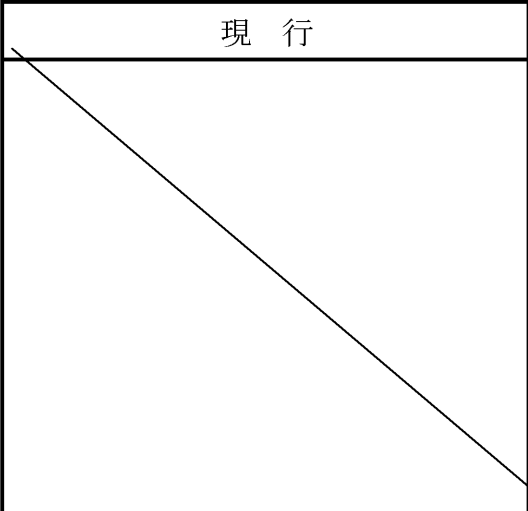
1 出産育児一時金の変更（条例付則第4項の改正）

条例では、出産育児一時金として35万円（産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合は38万円）を支給することとしている。

今回、健康保険法施行令の一部が改正され、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産については、支給額が4万円引き上げられることとなった。

そこで、政令改正及び国からの通知に基づき、本市の国民健康保険に係る出産育児一時金についても支給額を4万円引き上げるもの。

〔出産育児一時金の特例〕

現 行	改正案
	<p style="text-align: center;">（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の特例）</p> <p>4 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第7条第1項の規定の適用については、同項本文中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。</p>

◆施行期日

公布の日

2 延滞金の軽減期間の変更（条例第14条の14の改正）

条例では、国民健康保険料の滞納に係る延滞金の算定に当たり、納付すべき金額に年14.6%の割合を乗じることとしているが、納期限から1ヶ月間は年7.3%で算定し、負担の軽減を図っている。

今回、「社会保険の保険料等に係る延滞金の負担軽減を図る厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が施行され、健康保険の保険料等に係る延滞金が軽減される期間が納期限から3ヶ月まで延長されることとなった。

そこで、法改正及び国からの通知に基づき、本市の国民健康保険に係る延滞金についても、軽減期間を3ヶ月に延長するもの。

[延滞金の軽減期間の延長]

現 行	改正案
(延滞金) 第23条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から <u>1月</u> を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。	(延滞金) 第23条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から <u>3月</u> を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。

◆施行期日

平成22年1月1日

特定健診・特定保健指導について

(1) 特定健診実施体制（平成20年度）

- ◆対象者 北九州市国民健康保険の40歳～74歳
- ◆実施方法
 - ・個別方式：北九州市医師会加入の協力医療機関（約540機関）
 - ・集団方式：区役所や市民センター等（313箇所）
- ◆実施時期；5月～3月（5月上旬までに対象者183,903人に特定健診受診券を送付。）

(2) 特定保健指導実施体制

- ◆実施方法
 - ・個別方式：特定健診を受診した個別医療機関で実施
 - ・集団方式：特定健診を受診した集団健診実施機関で実施

(3) 目標値（北九州市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づく）

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
受診率	25%	35%	45%	55%	65%
保健指導実施率	45%	45%	45%	45%	45%

*国の基本指針における平成24年度の特定健診受診率の目標値は65%である。

(4) 平成20年度実施状況（平成21年3月末現在）

- ◆特定健診受診率；21.5%（受診者 39,515人）*確定ではない（暫定値）
*福岡県の特定健診受診率；21.7%（暫定値）

◆特定保健指導対象者状況

保健指導	人数(人)	割合(%)
動機づけ支援	4,813	12
積極的支援	1,523	4
情報提供	33,179	84

*情報提供の者で保健指導が必要な者は行政が支援

(5) 受診率向上に向けての取り組み

【関係者への働きかけ】

- ◆出前講演、出前健診（理容・美容組合等）
- ◆健康づくり推進員、食生活改善推進員によるPR活動

【広報活動】

- ◆市政だより、市ホームページ、班（組）回覧、市民センターだより等掲載
- ◆パンフレット等配布、ポスターの作成と掲示

【他の事業との連携】

- ◆健康づくり事業との連携

【平成21年度の受診勧奨に向けての新たな取り組み】

- ◆受診率向上のための電話勧奨及びハガキ送付
- ◆健康マイレージ事業